

併せ産廃受入時の区分方法について

併せ産廃を課税対象としている 12 県のうち、課税実績を有している 8 県に聞き取り調査した結果は、次のとおりであるが、市町村が日々処理している一般廃棄物の中から少量の産業廃棄物を正確に区分する方法として、本県で採用出来るものは無かった。

各県への聞き取り結果

県	区分方法
A	<ul style="list-style-type: none">・ 1 自治体は特定の事業者から排出される明らかに産業廃棄物であるもののみを受け入れている。・ 他の自治体は、搬入時のドライバー等の自己申告による。
B	<ul style="list-style-type: none">・ 産業廃棄物の搬入車両には一般廃棄物を混載させない。
C	<ul style="list-style-type: none">・ 搬入時のドライバー等の自己申告による。
D～H	<ul style="list-style-type: none">・ 計量方法は把握していない。